

広島県告示第三百七十一号

令和五年広島県告示第八百十三号（広島県港湾施設管理条例別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表及び別表第二地方港湾の表の規定に基づき、知事が指定する緑地並びに知事が定める駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間並びに駐車時間及び駐車料）の一部を次のように改正し、令和六年五月一日から施行する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一 (略)	名称	一 (略)	名称
	所在地		所在地
二・三 (略)	宮島口港湾緑地	二・三 (略)	
	目 廿日市市宮島口一丁目		